住宅用火災警報器を設置していますか?

●なぜ必要か?

住宅火災での死傷者の多くが、夜間の就寝中「逃げ遅れ」によるものであり、早期に火災を発見し、命を守る必要があります。

●設置義務について

糸島市火災予防条例により、設置が**義務化されています**。 設置していない方は、早急に設置を!!

●設置する場所は?

1)寝室

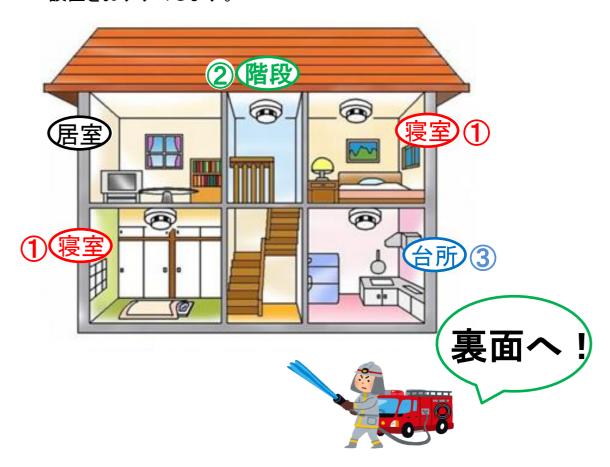
普段、就寝に使用する部屋に設置します。 (例)主寝室、子供部屋等

2階段

寝室がある階の階段の天井または壁部分に取り付けます。

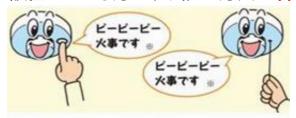
③その他

台所への設置義務はありませんが、努めて熱式住宅用火災警報器の設置をおすすめします。



●維持管理方法について

設置している方は、下記の方法で作動確認を行いましょう!



正常なら作動音がします! 定期的に作動確認しましょう!



ボタンを押しても(引いても) 作動しない場合は「電池切れ」か 「機器の故障」が考えられます!

住宅用火災警報器は電源が切れると作動しなくなります。 「いざ」という時にきちんと働くよう、日頃から作動確認と手入れをして おきましょう!

既に設置されている方へ!

設置して10年以上が経過してませんか?

○年経過したものは新ししいものに取り替えましょう!



●どこで購入できるの?

家電量販店、ホームセンター、防災設備取扱店などで購入できます。

●お問い合わせ先

糸島市消防本部 予防課 糸島市前原1783番地1

TEL:092-332-8026 FAX:092-324-4514